

第2次由布市環境基本計画及び第2次地球温暖化対策実行計画（区域施策編） 策定業務 仕様書

本仕様書は、由布市（以下「本市」という。）が発注する以下の業務に関して、受託者が当該業務を履行するために必要な事項を定めるものとする。

1. 業務の概要

（1）業務名

第2次由布市環境基本計画及び第2次地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定業務

（2）業務委託期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

（3）業務の場所

由布市環境課

2. 業務の目的

平成28年度に策定した第1次由布市環境基本計画（以下「第1次計画」という。）の計画期間が満了となることから、本業務では、第1次計画の進捗状況を把握するとともに現状分析や課題を整理し、新たな環境保全に資する目標や気候変動影響への適応策を検討し、次期計画として第2次由布市環境基本計画（計画期間は令和8年度から令和17年度までの10年間）を策定することを目的とする。

また、第1次計画の環境プロジェクト7「限りある資源やエネルギーをもったいない精神で、かしこく使おう」は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条の規定に基づく地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を兼ねており、同じく計画期間が満了することから、本業務において同時に第2次地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定し、気候変動適応法（平成30年法律第50号）第12条の規定に基づく地域気候変動適応計画としても位置づける。

3. 業務の内容

計画策定に必要な次の業務を行う。

（1）基本方針の検討

第1次計画の基本理念を継承しつつ、本市における現在の地域概況（自然的条件、社会的条件、経済的条件、環境特性）を整理し、環境状況変化を分析する。

また、社会情勢の変化や国が策定している第6次環境基本計画、第3次大分県環境基本計画や第3次由布市総合計画等の関連する計画の内容との整合性を勘案しながら、SDGsの考え方を踏まえつつ本市の特性に合わせて基本方針の見直しを行う。

（2）環境意識・行動等調査

市民（対象 1,000 人）や市内事業所（対象 200 社）の環境保全に関する意識や地球温暖化をめぐる動向を把握するためアンケート調査を行い、現状を分析し、環境に関する施策や改善すべき課題を整理する。

アンケート調査については下記を基に、本市と協議のうえ分担を決定する。

項目	市	受託者
調査票案の検討		○
調査票（アンケートフォーム）の作成		○
対象者の抽出・送付先宛名シールの作成	○	
調査票の印刷・封入・発送・回収（返送先）		○
回収されたアンケートの集計・分析		○

（３）第２次由布市環境基本計画書の作成

①環境像・環境目標の検討

第１次計画の基本理念を踏まえ、本市の環境状況変化を分析し、環境像及び環境目標（プロジェクト）の検討及び方向性を設定する。

②基本施策の検討

これまでの本市における取組や環境意識・行動等調査の結果を踏まえ、基本施策及び具体的な取組内容を整理し、新たな施策についても検討する。

③計画の推進体制等の検討

計画の実行性を高めるため、市民等、事業者、交流者及び行政の協働による推進体制、計画進行管理の手法を検討する。

（４）第２次地球温暖化対策実行計画（区域施策編）書の作成

第２次地球温暖化対策実行計画（区域施策編）は、環境省補助事業の「地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業」（以下、「環境省補助事業」という。）を活用して策定する予定であるため、環境省補助事業に定められた要綱・要領等に沿うものとする。

なお、計画名称については気候変動適応法（平成３０年法律第５０号）第１２条の規定に基づく地域気候変動適応計画としての位置づけを明確化するため、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）と地域気候変動適応計画を併記し、第２次由布市環境基本計画とは別冊での製本とする。

①温室効果ガス排出量及び吸収量の把握

「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（令和６年４月 環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室）」をもとに、平成２５年度（２０１３年度）から令和４年度（２０２２年度）までの本市の温室効果ガス排出量を算定し、排出構造及び増減要因を分析する。また、二酸化炭素吸収量についても算定する。

②再生可能エネルギーポテンシャルの調査

環境省の「再生可能エネルギー情報提供システム REPOS（リーポス）」等をもとに、本市の自然環境条件・社会条件に配慮しながら、市内での再生可能エネルギー導入のポテンシャルを推計し、導入を進める際の優先順位の考え方を整理する。

③目標数値の見直し

国のカーボンニュートラル宣言を踏まえ、現行の中期目標（2030年）の目標数値を見直し、新たに長期目標（2050年）の目標数値を設定する。

温室効果ガス排出量の目標数値設定にあたっては、今後追加的な対策を行わなかった場合の「現状趨勢ケース」及び脱炭素社会の実現に向けて再生可能エネルギーの導入等も見込んだ場合の「脱炭素ケース」の2段階において、令和12年度（2030年度）及び令和32年度（2050年度）における排出量を予測推計する。

また、②の再生可能エネルギーポテンシャルの調査結果を踏まえ、再生可能エネルギーの導入目標を設定する。

④気候変動適応策の検討

すでに市内で見られる気候変動影響の現況と将来予測を分析し、適切な気候変動への適応を推進するための本市の目標や分野別施策の検討を行う。

（5）パブリックコメントの意見集約と対応方針の検討

作成した計画書案についてパブリックコメントを実施し、寄せられた意見の仕分け及び対応方針を検討する。

（6）最終計画書の作成

パブリックコメントでの意見を環境審議会等で検討した結果に基づき計画素案に修正を加え、最終計画案を作成する。

（7）各種会議支援

①環境審議会用の資料作成

環境審議会及び庁内連絡会議で使用する資料について事前に作成する。

②会議出席

必要に応じて、環境審議会及び庁内連絡会議に出席し、議事要旨の作成等の会議の支援を行う。環境審議会は4回程度、庁内連絡会議は4回程度開催する。

③打ち合わせ・協議

本業務を円滑に進めるために、打ち合わせ・協議を適時行う。

4. スケジュール

業務のスケジュールは下記を目安とする。

時期	内容
令和7年4月	環境意識等アンケート調査
令和7年5月	第1回環境審議会・第1回庁内連絡会議

令和7年5月～7月	計画書素案の作成
令和7年7月	第2回環境審議会・第2回庁内連絡会議 (計画書素案の協議)
令和7年8月～10月	計画書素案の調整
令和7年10月	第3回環境審議会・第3回庁内連絡会議 (計画書素案の協議)
令和7年10月～11月	計画書素案の調整
令和7年11月	パブリックコメントの実施
令和7年12月	第4回環境審議会・第4回庁内連絡会議 (最終計画書の協議・答申)
令和8年1月	第2次地球温暖化対策実行計画（区域施策編）書 成果品の作成
令和8年3月	第2次由布市環境基本計画書 成果品の作成

5. 成果物及び提出部数

本業務における提出図書は以下のとおりとし、成果物の著作権及び所有権は、すべて本市に帰属するものとする。

- (1) 第2次由布市環境基本計画書
150部（A4判カラー・印刷製本）及び電子データ一式
- (2) 第2次由布市環境基本計画書（概要版）
電子データ一式
- (3) 第2次地球温暖化対策実行計画（区域施策編）書
150部（A4判カラー・印刷製本）及び電子データ一式
- (4) その他必要なもの（協議録等） 1式

なお、環境省補助事業にかかる成果物は令和8年1月31日までに提出すること。

6. 資料の貸与

本業務の遂行にあたり必要な資料は、原則的には受託者が収集するものであるが、本市が保有している資料で業務の遂行に必要なものは可能な限り受託者へ貸与する。ただし、貸与した資料については、そのリストを作成して本市に提出し、業務完了後、速やかに返却すること。

7. その他

本仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、本市と協議のうえ対応を決定する。